

平成 27 年 7 月 22 日 (水)  
市長定例記者会見資料

### 米子市弓浜コミュニティー広場オープン記念式典の開催について

1. 開催日時：平成 27 年 7 月 25 日 (土) 午後 3 時から
2. 式典会場：米子市弓浜コミュニティー広場の第 1 多目的広場付近
3. 日 程：午後 3 : 0 0 ~ 3 : 2 0  
記念式典、テープカット、内覧会  
午後 3 : 3 0 ~ 5 : 0 0  
ガイナレ鳥取の選手によるサッカー教室  
米子市と境港市内のサッカーチーム 8 チームが出場予定

### 整備の経緯

「米子市弓浜コミュニティー広場」は、米子市大篠津町において、航空自衛隊美保基地の滑走路付替え事業等に伴い集団移転した大篠津町集落跡地を国が地元からの要望を受けて整備をされた広場で、防衛省中国四国防衛局により平成 21 年 11 月から第 2 多目的広場側から土木工事が着手され、平成 27 年 3 月に第 1 多目的広場側が完成しました。平成 24 年 3 月に川尻川より南側の土地及び施設について、また平成 27 年 3 月に残りの北側の土地及び施設について、無償での国有財産使用許可をいただき、現在は米子市で施設管理を行っております。そして、平成 27 年 7 月 9 日に「米子市弓浜コミュニティー広場条例」を公布しオープンいたしました。

今後は平成 27 年からの広場管理について指定管理者制度へ移行したいと考えており、平成 27 年 7 月 10 日に公募の開始の告示を行い、7 月 17 日から応募の受付を開始しているところです。

担当課  
企画部地域政策課  
山中・遠崎  
電話(0859)23-5271

## 1 施設の概要

名 称	米子市弓浜コミュニティー広場
所 在 地	米子市大篠津町1433番地
全 体 面 積	約11ha
主な施設内容 ※別添の「米子市弓浜コミュニティー広場案内図」参照してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1多目的広場（ロングパイル人工芝） <ul style="list-style-type: none"> <li>サッカー（一般使用の場合）1面（105m×68m）</li> <li>（少年使用の場合）3面（68m×50m）</li> <li>ラグビー使用の場合 1面（144m×70m）</li> </ul> </li> <li>・第2多目的広場（クレア舗装）1周500m</li> <li>・駐車場129台分</li> <li>・東屋（3か所）</li> <li>・便所（2か所）</li> <li>・水飲台（2か所）</li> </ul> <p>※照明設備はありません</p>

## 2 使用時間

施設名	使用時間	
第1多目的広場	5月1日から10月31日まで	午前8時30分から 午後7時まで
	1月4日から4月30日まで	午前9時から
	11月1日から12月28日まで	午後5時まで
第2多目的広場	日の出から日没まで	

## 3 休 場 日

施設名	休場日
第1多目的広場	12月29日から翌年の1月3日までの日
第2多目的広場	休場日なし

## 4 使用区分

施設名	使用区分
第1多目的広場	専用（全面）使用、部分（1面）使用、部分（2面）使用
第2多目的広場	専用（全面）使用、部分（半面）使用

※第2多目的広場の使用は、原則、半面以上を使用する場合のみ事前に使用許可申請の手続きが必要となります。ただし、半面に満たない部分を使用する場合には、使用の申出を受け付けますが、その場合は、使用許可申請書の提出を必要としません。

## 5 使用受付（共通）

- (1) 練習等一般使用については、使用する日の属する月の前月の5日（その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）以降、午前8時30分から受付を開始します。
- (2) 大会等については、使用する日の3か月前の日の属する月の初日（その日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）から受付を開始します。
- (3) 4月から6月までの使用分の受付については、市内の各競技団体の年間スケジュール及び米子市の公民館の年間スケジュールを調整後、米子市が定める日から受付を開始します。

## 6 使用回数

- (1) 練習等一般使用は、1団体につき1回3時間以内で、週2回まで、そのうち、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用は、月2回までとします。なお、制限回数以上の使用希望がある場合は、その使用希望日の属する週の前の週の同一曜日（その日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）から追加して受け付けます。（第1多目的広場）
- (2) 大会等については、特に使用回数を定めません。（共通）

## 7 使用料等

- (1) 施設使用料の額は、次の表のとおりとし、申請時に納付することを原則とします。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び米子市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

施設	区分		金額
第1多目的広場	専用使用の場合	小学生及び中学生	1時間につき 810円
		一般	1時間につき 1,620円
	部分使用の場合 (1面につき)	小学生及び中学生	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 540円
第2多目的広場	無料		

- (2) 備付器具の使用料の総額は、1回の使用ごとに、次表により算出した金額の合計に消費税を加算した額とします。(第1多目的広場)

種類	数量	単位	金額	総額
テント (大) 3.0m×4.5m	6張	1張	300円	金額の合計×1.08 =使用料総額 (10円未満切捨て)
テント (小) 3.0m×3.0m	3張	1張	200円	
ベンチ	24台	1台	50円	

#### 8 その他備付器具 (無料)

種類	数量	種類	数量
サッカーゴール (一般用)	1対	タイマー (45分計)	3台
サッカーゴール (少年用)	3対	得点板	3台
コーナフラッグ (4本1組)	3組	ラインカー	2台
ラグビーゴール	1対	審判用フラッグ	3本
ラグビーゴール保護マット	1対		

#### 9 その他

使用の取消しに伴う使用料の取扱い

使用する日の属する週の前の週の同一曜日 (その日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日) までに使用の取消しがあった場合は、使用料は、徴収しません。また、当該同一曜日の翌日以後に使用の取消しがあった場合は、使用料の2分の1に相当する額を減額して得た額を徴収いたします。

#### 10 申込方法

平成27年度の第1多目的広場の使用許可申請につきましては、7月22日(水)13時から受付を開始しますが、第1多目的広場の使用開始は、7月27日(月)からとなります。

##### 【第1多目的広場】

使用の申込につきましては、「米子市弓浜コミュニティー広場使用許可申請書」に使用料を添えて申し込んでください。

お申込及びお問い合わせは、米子市企画部地域政策課 (本庁4階) までお願いします。

また、許可申請書及び取消届書は、押印の必要はありませんが2部提出をお願いします。

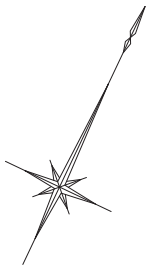
米子市企画部地域政策課 電話：0859-23-5271

##### 【第2多目的広場】

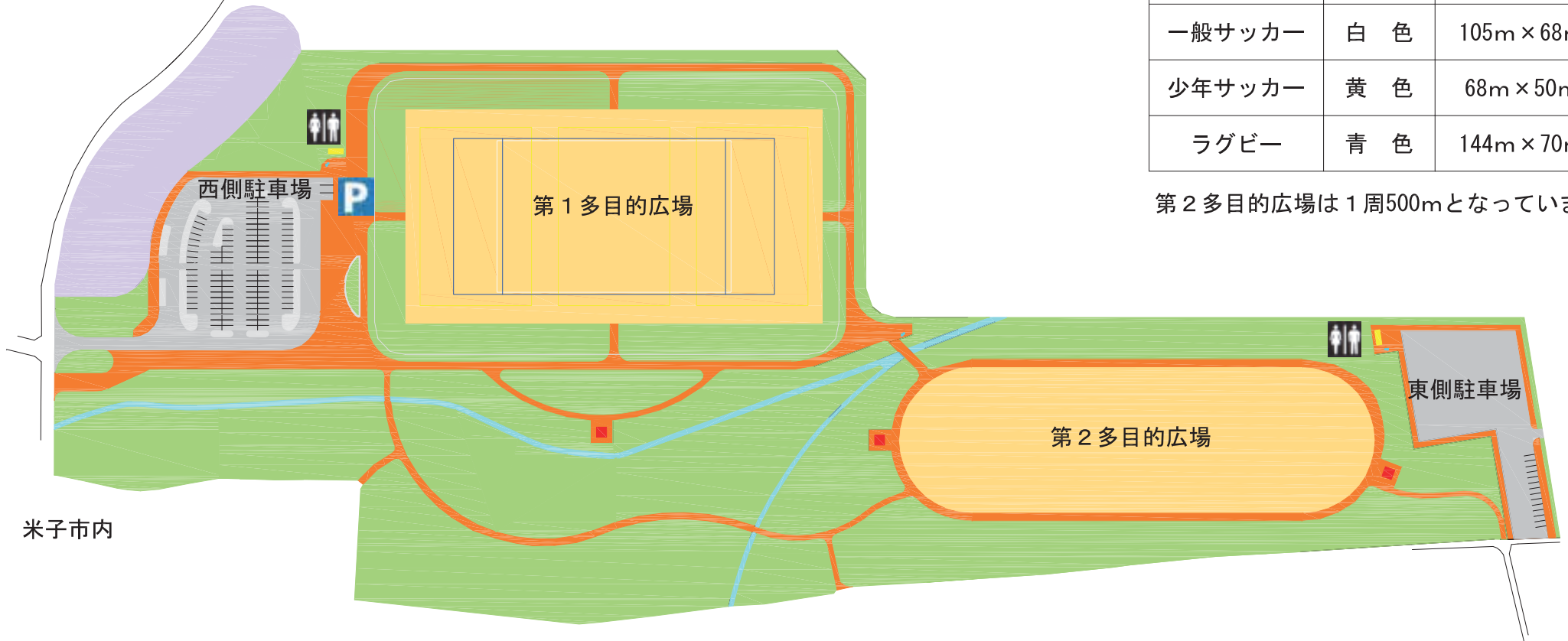
半面以上を使用する場合は、「米子市弓浜コミュニティー広場使用許可申請書」の申込が必要となります。その場合、米子市企画部地域政策課で使用許可の受付を行います。受付時間は平日の8時30分から17時までとなります。

なお、半面に満たない部分を使用する場合は、使用の申出は受け付けますが、使用許可申請の提出を必要としません。その場合の使用の申出につきましては、大篠津公民館で行います。

# 米子市弓浜コミュニティ広場案内図



至 境港市内



至 米子市内

## 第1多目的広場

種目	ラインの色	寸法
一般サッカー	白色	105m × 68m
少年サッカー	黄色	68m × 50m
ラグビー	青色	144m × 70m

第2多目的広場は1周500mとなっています。